
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2025 年 10 月 31 日

Contents

- I. 【エジプト】従業員の辞職に関する新労働法の施行規則
- II. 【インド】Goods and Services Tax (GST)に関する重要な改正

I. 【エジプト】従業員の辞職に関する新労働法の施行規則

1. はじめに

エジプトでは、新労働法が 2025 年 9 月 1 日より施行されている(なお、新労働法の概要については、2025 年 5 月 29 日付の弊所のニュースレターを参照されたい)。この度、新労働法の施行に伴い、2025 年 9 月 14 日、従業員の辞職に関する新労働法の施行規則(Decree No. 187 of 2025)(以下「新労働法施行規則」)が施行されたため、本稿では、新労働法施行規則の概要を紹介したい。

2. 新労働法における従業員の辞職に関する規定について

新労働法では、従業員の辞職については、労働局で承認される必要があるところ、旧労働法の下では、雇用主が受領した日から 7 日間であれば当該辞職の撤回が認められていたものが、10 日間に延長されていた。なお、当該辞職の撤回についても、労働局の承認を受けることが求められている¹。

上記の従業員の辞職に関する規定に関連して、新労働法施行規則の下では、以下の点がよりクリアにされた。

- ① 従業員の辞職又は辞職の撤回については、従業員自ら又は権限を有する代理人によって管轄労働局に対して提出される必要があることが明記された。
- ② また、辞職届の効力に関して、当該辞職届が管轄労働局によって承認され、かつ、押印されない限り、当該辞職届は有効とならないことが明記された。なお、従業員は、管轄労働局に対して、

¹ また、新労働法の下では、推定辞職(presumed resignation)という概念が導入され、従業員が 1 事業年度に 20 日以上理由なく欠勤した場合又は 10 日以上連続して欠勤した場合には、(旧労働法下の懲戒処分の対象とするのではなく)推定辞職という扱いとなっていた。もっとも、新労働法施行規則では、この点に関連する規定はない。

当該管轄労働局の印が押された辞職届の公的な写しを発行することを請求できることも規定された。

- ③ 加えて、従業員が辞職届を提出したとしても、雇用者の承認決定がなされるか、又は、当該辞職届の提出から 10 日間が経過しない限り、雇用契約は終了せず、雇用契約の終了までの間、当該従業員は仕事を継続することが義務付けられた。
- ④ なお、上記の従業員の辞職に関する規定については、有期雇用契約か無期雇用契約かにかかわらず、従業員及び雇用者間の合意に基づく雇用契約の終了については適用されないことが明記された。

なお、労働省(The Ministry of Labour)は、(1)辞職届及び(2)従業員及び雇用者間の合意に基づく雇用契約の終了に関する書面の 2 つの文書について、それぞれ雛形を公表した。しかしながら、実務上、これらの雛形を利用することが必須であるかまでは明らかではなく、今後の実務運用を待つ必要がある。

3. まとめ

以上より、エジプトにおいては、2025 年 9 月 1 日より新労働法が施行されていることから、エジプトに進出する予定の企業又は進出済の企業は、新労働法に関する適切な対応を行うことが求められる。しかしながら、新労働法の規定は必ずしも明確ではない点も含んでおり、また、本稿で紹介した新労働法施行規則のほかにも新労働法に関する施行規則が順次発行される可能性もあるため、事前に適切な専門家に相談しつつ、最新の情報をキャッチアップすることが望ましい。

【エジプト】
弁護士 山口 健次郎

II. 【インド】Goods and Services Tax (GST)に関する重要な改正

1. GST 税率の改訂(4 段階から 2 段階+贅沢品及び嗜好品に適用される特別税率に)

2017 年にインドの統一化された間接税制として導入された Goods and Services Tax (以下「GST」という。)には、これまで、物品やサービスの内容に応じて 5%、12%、18%及び 28%の 4 段階の税率が設定されていた。

2025 年 9 月 3 日の GST 評議会(GST Council)において、GST の税率を、4段階から 5%及び 18%の 2 段階に改訂するとともに、贅沢品及び嗜好品について 40%の特別税率を課することが決定された。これらの新税率は、同月 22 日に施行されている。また、税率の変更とともに、多くの日用品や生活必需品について、適用される税率が引き下げられており、贅沢品及び嗜好品を除いて、実質的には GST の減税となっている。

なお、税率変更後に、各税率が適用される物品またはサービスの概要は、以下のとおりである。

①非課税(0%)

一定の医薬品や医療機器、教育書籍などの、医療、教育といった国民生活のために必須とみなされる物品については、税率改定前から GST は非課税(0%)とされていたが、これらについては、税率改定後も基本的に非課税が維持されている。また、個人向け生命保険や健康保険、パン等については、今回の税率変更により、非課税となっている。

②5%

食品や飲料、日用品、特定の旅客運送など、生活に必需となる物品やサービスについては、5%の軽減税率が適用される。特に食品や日用品の多くは、今回の税率変更により、適用税率が 12%または 18%から 5%に引き下げられている。

③18%

標準税率であり、上記①、②及び下記④に該当する物品またはサービス以外の全ての物品およびサービスに適用される。エアコンやテレビ等の電化製品の多くや、軽自動車、小型車、二輪車については、今回の税率変更により、適用税率が 28%から 18%に引き下げられている。

④40%(特別税率)

高級自動車などの贅沢品、たばこなどの一部の嗜好品については、消費抑制と財源のために 40%の特別税率が適用される。贅沢品及び嗜好品については、従前から高率の GST が課税されていたが、それがさらに増税されることになる(ただし、高級自動車など、付加税の廃止により、全体としては減税となる品もある)。

なお、具体的に、どの物品やサービスにどのような税率が適用されるかは、[インド政府の GST に関するウェブサイト](#)にて、個別に確認する必要があることに留意されたい。

2. GST の仮登録制度及び仮還付制度の導入

2025 年 9 月 3 日の GST 評議会において、一定の小規模、低リスク申請者向けの簡易 GST 事業者登録スキームを導入することが決定された。このスキームは、2025 年 11 月 1 日から開始する予定である。

具体的には、月間の GST 課税対象売上が 25 万ルピー以下の事業者については、GST 事業者登録の際の入力項目や提出書類が大幅に軽減され、かつ GST 事業者登録申請から 3 営業日以内に自動仮登録が付与されることになり、GST 事業者登録の遅延による事業開始遅延の問題が改善されることとなった。

また、インドの Central Board of Indirect Taxes and Customs(CBIC)は、輸出者、ゼロレート供給者及び IDS 還付対象者による GST 還付請求のうち、低リスクと判断されたものについて、還付額のうち最大 90%を早期に仮払いするスキームを導入しようとしている。

このスキームの導入には関連法令の改正が必要となるため、実際の開始までにはしばらく時間がかかると見られているが、このスキームが開始した場合、早期の GST 仮還付により、輸出者等の資金繰りが大きく改善することが見込まれる。

3. GST 専門の上訴審判機関(GSTAT)の運用開始

2025 年 9 月 3 日の GST 評議会において、GST に関する税務紛争を専門に取り扱う上訴機関である、GST 上訴審判所(Goods and Services Tax Appellate Tribunal) (GSTAT)の運用開始が決定された。具体的には、GSTAT は、2025 年 9 月末までに上訴受理を開始すること、また 2025 年 12 月までに審理を開始することが決定されている。

GST の根拠法である、The Central Goods and Services Tax Act, 2017 においては、GST に関する税務紛争の上訴機関として、GSTAT が規定されていたが、実際に各地域に GSTAT が設立されたのは 2024 年以降であり、また 2025 年 9 月に至るまで、GSTAT の実際の運用は開始されていなかった。そのため、これまでは、GST に関する税務紛争について納税者またはインド税務当局が上訴を行う場合、高等裁判所に受理申請(writ petition)を提出して、高等裁判所に審理してもらうという方法が採られていた。

今般、GSTAT が運用を開始したことにより、GST に関する税務紛争についての上訴は、GSTAT に対して行われることとなった。これにより、特に納税者の観点からは、必ずしも GST についての専門的知識を有しているとは言えない高等裁判所にしか救済を申し立てられないという状況が改善することが見込まれる。

なお、GSTAT は主要都市のある各地域に設置されるが、そのうちデリーの GSTAT は本庁(principal bench)とされ、GST に関する事前裁定(national appellate authority for advance ruling) (NAAAR)の機関としての機能も有することになる。

【インド】 弁護士 琴浦 諒 弁護士 大河内 亮

【ニュース】

クアラルンプールにマレーシアデスク開設 – 現地対応力を拡充し、迅速・高度なリーガル・サービスを提供 –

当事務所は、2025 年 10 月 28 日、マレーシア・クアラルンプールに「マレーシアデスク」を開設し、よりダイレクトに依頼者のニーズにお応えできる体制となりましたのでお知らせいたします。現地の大手法律事務所である RDS Partners と連携し、マレーシアの地域的な投資需要にも的確に対応する体制を構築します。RDS Partners は、ペナン及びジョホールバルにも拠点を有するため、首都クアラルンプール以外の案件にも円滑な支援が可能です。

マレーシアデスク概要

名称： アンダーソン・毛利・友常法律事務所 マレーシアデスク（RDS Partners 法律事務所内）

代表： パートナー弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)

所在地： c/o RDS Partnership

Level 16, Menara 1 Dutamas, No. 1, Jalan Dutamas 1, Solaris Dutamas 50480 Kuala Lumpur, Malaysia

詳細は、以下のリンクのアナウンスをご参照ください。

https://www.amt-law.com/news/detail/news_20251028001_ja_001/

【セミナー】

- ・ 西山 洋祐 弁護士が AMT・株式会社アルクエデュケーション 株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催のセミナーにて講演を行います。

2025 年 11 月 19 日(木) 10:00-11:00

「メキシコ競争法 2025 年改正の概要と企業への影響」

会場: Web 配信 (Zoom)

お申込み・お問い合わせはこちら: <https://www.alc-education.co.jp/business/seminar/dm20251119.html>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。